

宇都宮 宗康 議員



一問一答方式

- ① 水道法改正
- ② 古川・都谷川の悪臭改善
- ③ 豪雨災害対策
- ④ 国道441号の複線化

古川・都谷川の悪臭改善について

問 古川は水量の少ない時期でも流速と水深を確保できるよう低水路工事が施工され、いずれ臭いはなくなるものと若宮地区住民の皆さんが期待されていたが、未施工箇所があるため、いまだ悪臭の改善がされないという苦情を受けている。

また、都谷川の悪臭の改善については過去の答弁で、公共下水道の整備が進んだ段階で水と緑のネットワーク整備事業のような肱川の導水

事業の実施可能性について本市でも計画をし、国へ要望することとであったが、実施の可能性はあるのか。

答

古川の悪臭は、愛媛県において愛媛たいき農協本所付近から下流に向けて約720mの区間に低水路を設置され、その上流部の未施工箇所において来年度から低水路を設置する予定と聞いています。

また、都谷川の改善は、平成25年度以降古川も含めた肱川からの導水事業について国へ要望し、協議検討を重ねてきましたが、総合的に検討した結果、現在のところ実施は難しい状況です。

このため、まずは2026年度までに肱北処理区の下水道整備を行い、接続率を上げていくことが最優先と考えています。

豪雨災害対策について

問

本市での住宅再建や暮らしを考える上で一番重視することは、

自然災害に対する安全の確保である。そこで、現行の肱川水系河川整備計画に記載されていない箇所で激特事業は実施されるのか。

答

肱川水系河川整備計画に記載されていない箇所のうち国管理区間の柚木地区については、対岸の如法寺地区の実施による影響もあり、肱川緊急治水対策のおおむね5年で実施される激特事業の後半には実施されると聞いています。

なお、柚木地区の事業実施については、まず河川整備計画に盛り込む必要がありますので、河川整備計画の変更を行ってからの実施になります。

また、7月豪雨災害により甚大な浸水被害のあった河川整備計画に記載されていないそのほかの地区についても、国、県に対して速やかに河川整備計画の箇所見直しを行い、恒久的、抜本的な対策を講じるよう要望しています。

国道441号の複線化について

問

大洲肱南IC出入り口付近から市役所に至る国道441号が平成13年に一部複線化されているが、その後変化なく推移している。

西日本豪雨の影響などで柚木商店街は壊滅状態にあり、大洲小学校区

の柚木地域から北只地区に至る住宅地では、国道441号の危険箇所を避け通学路が設定されているが、この国道を利用し通学している中高生もいる。

また、大洲まちの駅「あさもや」を中心に多くの観光客でにぎわい、大型バスや自動車の行き交いがある中、安全確保が大きな課題になっている。安全確保のために道路の複線化と歩道の設置を行うべきと思うがどうか。

答

国道441号は平成23年8月に策定した大洲市都市計画道路の見直し方針で、市役所交差点から臥龍の湯付近までの区間において、事業化のめどが立った時点で道路構造令に適合する幅員へ都市計画の変更を行うこととしています。

現在の状況は、県において平成29年度より国道441号の拡幅などの検討を始め、今年度は臥龍の湯周辺で現地測量及び複線化の概略設計を実施しているところで、当局としては、来年度より都市計画の変更に向けた準備を県と連携しながら、早期事業化の推進に努めていきたいと考えています。